

平成20年第1回
西多摩衛生組合議会定例会会議録

平成20年2月21日

西多摩衛生組合議会

平成20年第1回西多摩衛生組合議会定例会

1 日 時 平成20年2月21日(木)午後1時30分

2 場 所 西多摩衛生組合会議室

3 出席者 正副管理者

| | | | |
|-------|-------|------|---------|
| 管 理 者 | 並木 心 | 副管理者 | 竹内 俊夫 |
| 副管理者 | 野澤 久人 | 副管理者 | 石塚 幸右衛門 |

収 入 役 北村 健

出席議員

| | | |
|-----------|-----------|----------|
| 1番 大坪 国広 | 2番 近藤 浩 | 3番 齋藤 成宏 |
| 4番 羽村 博 | 5番 野島 資雄 | 6番 木下 克利 |
| 7番 門間 淑子 | 8番 川崎 明夫 | 9番 橋本 弘山 |
| 10番 田村 昌巳 | 11番 串田 金八 | 12番 原田 剛 |

欠席議員

な し

西多摩衛生組合

| | | | |
|---------|-------|---------|-------|
| 事 務 局 長 | 羽村 誠 | 業 務 課 長 | 加藤 一夫 |
| 施 設 課 長 | 松沢 昭治 | 総 務 課 長 | 谷部 清 |
| 管 理 課 長 | 島田 善道 | | |

構成市町職員

| | | | |
|-----------|-------|-----------|-------|
| 青梅市環境経済部長 | 関塚 泰久 | 羽村市産業環境部長 | 原島 秀明 |
| 福生市生活環境部長 | 吉沢 英治 | 瑞穂町生活環境課長 | 玉垣 和平 |

平成20年第1回西多摩衛生組合議会定例会日程

平成20年2月21日(木)

午後1時30分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 一般質問

日程第4 承認第1号

専決処分の承認を求めることについて

(西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)

日程第5 議案第1号

平成20年度西多摩衛生組合予算

日程第6 議案第2号

平成20年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定について

日程第7 20 陳情第1号

「小金井市のゴミ焼却の受け入れ中止」に関する陳情書

日程第8 20 陳情第2号

小金井ごみ委託処理に関する陳情書

日程第9 20 陳情第3号

西多摩衛生組合への小金井のごみ委託処理の見直しに関する陳情書

午後1時30分 開会

○議長（串田金八） 皆さんこんにちは。本日は平成20年第1回西多摩衛生組合議会定例会の通知を申し上げますところ、公私ともお忙しい中、全員のご出席を賜り、まことにありがとうございます。

議員現在数12名、出席議員12名、よって、定数に達しておりますので、本日の議会は成立いたしました。

ただいまから平成20年第1回西多摩衛生組合議会定例会を開催いたします。

この際、管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。並木心管理者。

○管理者（並木 心） 皆様こんにちは。議長のお許しをいただきまして一言ごあいさつを申し上げます。

ごあいさつの前に、過日は研修という形で視察にお出かけいただきましてありがとうございました。実りのある研修が行われたというふうに承知をしているところであります。

本日は、平成20年第1回西多摩衛生組合議会定例会を招集申し上げますところ、大変お忙しい中にもかかわらず全員の議員の皆様方にご出席を賜り、開催できますことを厚くお礼申し上げます。

また、日ごろより当組合の運営につきまして、深いご理解とご協力を賜っておりますことを重ねてお礼申し上げる次第でございます。

さて、現在の組合の事務事業の状況でございますが、構成市町からの今年度のごみ搬入量につきましては、平成20年1月末現在で約5万9,500トンが搬入されております。これは前年度の同時期と比較いたしまして約2,900トン、4.7%の減量となっており、搬入量の内訳を見ますと、一般家庭から排出されずごみは3.6%の減、事業系の一般廃棄物は約9%の減で、平成19年度末では7万3,000トンが搬入されるのではないかと予測をしております。

また、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づき平成19年4月から受け入れております小金井市のごみの量につきましては、平成20年1月末現在で約6,300トンが搬入されております。これは1月末までの当初予定と比較いたしまして約2,200トン、約26%の減量となっており、平成19年度末までの総量は7,000トン程度となるのではないかと予測をしております。

なお、広域支援の現在までの状況並びに広域支援に関する今後の対応等の詳細につきましては、後ほどの議員全員協議会でご報告させていただきたいと思っております。

また、フレッシュランド西多摩の浴場施設利用者数は、平成20年1月末現在で約11万8,700人となっており、1日平均で申し上げますと約467人の方々のご利用をいただいております。当組合といたしましては、今後とも多くの皆様にご利用いただけるよう、イベントの開催等によるサービスの充実に努めてまいりたいと考えております。

さて、本日もご提案申し上げます案件につきましては、平成20年度西多摩衛生組合予算のほか2件でございます。いずれも重要な案件でございますので、よろしくご審議の上ご承認、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

極めて簡単ではございますが、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（串田金八） 以上で管理者の発言は終わりました。

これより議事日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付いたしましたとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第53条の規定により、議長において指名いたします。

5番 野島 資雄 議員

6番 木下 克利 議員

以上、2名を指名いたします。

この際、諸報告事項がございますので、事務局長より報告いたします。羽村事務局長。

○事務局長（羽村 誠） それでは、諸報告をさせていただきます。

初めに、本定例会の招集通知につきましては、西衛発第891号、平成20年2月14日付けをもちまして管理者より議長あてに、平成20年第1回西多摩衛生組合議会定例会を招集した旨の通知があり、これを受理してございます。

次に、本定例会の日程でございますが、既にお手元にご配付いたしております議事日程の順序により進めさせていただくこととしておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、会期でございますが、提出案件の件数、またその内容等を考慮いたしまして、本日1日限りとしてお諮りすることといたしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、議事運営でございますが、一括議題につきましては日程第5、議案第1号、平成20年度西多摩衛生組合予算と日程第6、議案第2号、平成20年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての2件につきましては関連がございますので、一括してご審議を願うことといたしております。

また、平成20年2月12日付けにて提出されました日程第7、20陳情第1号、日程第8、20陳情第2号及び日程第9、20陳情第3号の3件の陳情書につきましては、議長の判断により本定例会にてご審議を図ることとしておりますので、よろしくお願いをいたします。

最後に、本定例会における議事説明員といたしまして正副管理者、収入役及び事務局長以下事務局職員が出席しておりますことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（串田金八） 以上で、報告は終わりました。

なお、本日の議事運営につきましては、ただいま報告いたしましたとおり進めますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

今次定例会の会期については、2月21日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（串田金八） ご異議なしと認めます。よって、会期については本日1日限りとすることに決定いたしました。

次に、日程第3、一般質問を行います。

通告がありますので、発言を許します。

なお、質問回数は議会会議規則により再々質問までとなっておりますので、ご承知おきください。

それでは、7番、門間淑子議員。

○7番（門間淑子） 通告に従いまして、小金井市のごみ処理受託に関する事項について5点にわたり一般質問を行います。

1、去る1月22日、柳泉園組合が小金井市に対し、新ごみ焼却場の場所選定が進まなければ4月以降の受け入れはできないと伝え、契約更新の条件として2月中旬までに候補地についてある程度の方角を示すよう求めたと新聞で報じられております。柳泉園組合の受託量は年間489トンですが、西多摩衛生組合は小金井市と共同処理を決定している国分寺市の支援量よりも多い1万トンもの支援協定を結んで

います。小金井市に対しどのような働きかけをしてきたのかお尋ねします。

2、小金井市のごみ処理広域支援について、小金井市からの要請は搬入期間を平成 19 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 10 年間とし、搬入量は年間約 1 万トンという驚くべき内容でした。これに対し西多摩衛生組合の受け入れ条件は、搬入量は年間 1 万トン、搬入期間を平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日の 1 年間の契約とし、支援の継続については慎重に判断していくとの説明でした。期間を 1 年間とした契約の終了時期が近づき、来年度に向けての注目が高まっています。小金井市からの来年度に向けた支援要請はきているのでしょうか。

3 番、西多摩衛生組合は 2008 年度も小金井市のごみ処理を受託するのでしょうか。

4 番、二枚橋衛生組合の焼却炉が廃炉となった経緯は、組合を構成していた 3 自治体が地方自治法の規定する計画的行政運営の原則と、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定する自区内処理の原則を継続的に遵守できなかった結果であると思います。一方、一部事務組合の存廃にかかわる最終決定権は東京都にあります。二枚橋衛生組合の焼却炉を廃炉とした後、小金井市がどのようにしてごみ処理するのか決まっていなかったことを知りながら、東京都は組合を解散するための規約改正を許可したのですから、今日の事態に対して東京都にも大きな責任があると思います。東京都の責任に対する管理者の見解をお伺いします。

5 番、11 月議会で多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定は、予測できない緊急事態にのみ適用する内容に早急に見直すべきと提案しました。現状のままの適用ではごみ行政の混乱を招くことにもなりますので、協定の見直しは早急になされるべきものでありますが、その見直しは進められているのでしょうか、お尋ねします。

以上、一般質問です。

○議長（串田金八） 並木心管理者。

○管理者（並木 心） 7 番、門間淑子議員のご質問にお答えいたします。

はじめにご質問の 1 点目、柳泉園組合では小金井市に対し、新焼却施設の場所選びが進まなければ 4 月以降の受け入れはできないと伝えたと報じられているが、西多摩衛生組合はどのように働きかけをしてきたかについてですが、昨年 4 月からのごみ受け入れに際しましては、正副管理者の一致した考えとして、「小金井市が建設スケジュールに基づき、積極的な進捗を図り、一日でも早く自区内処理を行い、広域支援を必要としない体制を実現していただきたい」という気持ちを込めまして、同月 3 日、管理者名で小金井市長あてに搬入する可燃ごみの分別の徹底及び搬入ごみの減量と、新焼却施設の建設に向けてのスケジュールの積極的な進捗など「小金井市の責務等」を明記した文書を送付しております。その後につきましても、建設スケジュールの積極的な進捗及び支援量の分散についても働きかけをしてきております。

その結果として、年度途中からではありますが、昭島市及び日野市への支援量の分散や、小金井市みずからごみ減量に努めたことから、西多摩衛生組合へのごみ搬入量については、当初搬入予定量 1 万トンに対しまして約 30%減の 7,000 トン弱になるものと考えております。

また、建設スケジュールの前倒しについても現在行われております小金井市の市民参加による「新焼却施設建設場所等選定委員会」の答申時期について、20 年 8 月から 20 年 6 月に前倒しすることが決定されていると伺っております。

次に、2 点目の小金井市からの要請はきているのかについてですが、小金井市では多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定の第 2 ブロックに所属していることから、第 2 ブロックの代表であります稲城市に昨年の 10 月 23 日に 20 年度の広域支援の要請をしております。現在、第 2 ブロック内で調整を行っているため、第 3 ブロックであります西多摩衛生組合には広域支援の要請はありません。

次に、3点目の西多摩衛生組合は2008年度も受託するののかについてですが、広域支援の要請がございませんので、現時点では受託可否の判断はできません。ただし、昨年7月の議員全員協議会の折りにお話ししましたが、継続するか否かについては建設スケジュールの進捗状況等を確認し、慎重に判断したいと考えております。

次に、4点目の多摩地域広域支援として取り組まれているが、東京都にも大きな責任があると考えがどうかについてですが、東京都に責任があるかどうかについては、私の立場で発言すべきことではないと考えております。ただし、東京都は広域自治体という立場でありますので、多摩地域内におけるごみ処理が円滑、安定的に処理されるよう、多摩の市町村に対して必要な助言や調整を行っているものと考えております。小金井市からはごみ処理の円滑、安定的な処理について、東京都から指導及び助言等をいただいていると伺っております。

次に、5点目の多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定の見直しを提案したが、見直しは進んでいるかについてですが、多摩地域のごみ処理支援体制の検討については、現在、東京都市町村清掃協議会が中心となり、「多摩地域ごみ処理広域相互支援等検討ワーキンググループ」での検討会が2回開催されたという情報を得ております。

西多摩衛生組合では、三多摩清掃施設協議会に所属していることから、いずれは組合の意見を伝える調査等の依頼があるものと考えておりますが、現時点ではまだきておりませんので、具体的なことは把握できておりません。

以上で答弁を終わります。

○議長（串田金八） 7番、門間淑子議員。

○7番（門間淑子） 再質問を行います。

最初の方のどのような働きかけをしてきたのかということに関しては、市民検討委員会とか小金井市の検討委員会とか、それから議会の特別委員会などに衛生組合の職員の方々が欠かさず参加されて、情報収集をされて努力されてきたというのは私も十分承知しております。そういうような衛生組合の、西多摩衛生組合の努力に対しての小金井市からの答えというのでしょうか、そういうものが非常に薄く感じられていたわけです。

ところが、これはその後、2番、3番にもかかわってきますけれども、2月15日の西多摩新聞には「小金井市のごみ処理広域支援問題、4月以降受け入れ不可能か」という記事が載りました。今の管理者のお答えでも現段階で小金井市からは支援要請がきていないということでしたので、そのとおりに受け取りますけれども、この西多摩新聞の記事では「現段階で支援要請がきていないのでこれ以降、4月以降のごみの受け入れは事務手続き上不可能となった」というふうに書いてあります。この記事から推測しますと、現段階での要請がないということは、4月以降小金井市のごみの受け入れはないのだというふうに受け取れるわけですが、そのように受け取っていいのでしょうか。それが一つです。

それから、今日の、昨日ですかね、朝日新聞には柳泉園組合がごみ処理支援はあと2年だということで、21年度3月までで支援をやめるというのですかね、というふうに柳泉園組合の管理者が小金井市に対して話をしたという記事も載っております。今日の東京新聞にも載っていましたが、こういうような同一ブロック内での方向性というのがしばしば新聞に載るわけですが、西多摩衛生組合はブロックが違うわけで、本来だったら小金井市のごみは第2ブロック内で、自区内で処理していただくのが正当なところですが、やむを得ず、管理者の言葉でいえば苦渋の決断で1年間ごみを受け入れてきたわけですが、こういうふうに第2ブロックの方の動きを見ていると、第3ブロックとしてのやはり考え方というものも出していく必要があるのではないかと思うのですが、管理者はこれ以降の小

金井市のごみの処理について、例えばスケジュールを見ながら慎重に判断するという当初のお話のとおりなのですが、このように柳泉園組合のような形できちんと態度表明をしていくということは考えられないのかどうかお尋ねします。

それから、東京都の責任問題なのですけれども、管理者の立場では発言することは控えたいというふうにおっしゃいましたけれども、肉骨粉を受け入れたときにもやはり東京都が一定介在して、それで当時関東地区で生産されていた肉骨粉になるわけですけれども、西多摩衛生組合で受け入れてきたという経緯があるわけです。

処理技術的には大きな公害というようなことはなかったにしても、それを受け入れる地域住民の方たちの心理的な不安、あるいは心配、そういったものはやはりあったわけで、今回も地域住民の皆さんはやはり納得できない、小金井市のごみを受け入れることは納得できないというふうに思っている方が多いわけで、東京都が東京都のごみ行政についての許認可権を持っている段階で助言にとどまるということでは不十分ではないかというふうに思います。

国と都道府県と基地自治体というか、市町村は対等という関係からいえば、もう少し東京都に対して西多摩衛生組合は発言していてもいいのではないかと、西多摩衛生組合だけがこんなにたくさん受け入れる必要はないのではないかとということを書いていてもいいのではないかとというふうに思いますけれども、そういうような対等の関係の中で発言することは避けたいということをお繰り返すのではなくて、もう少し踏み込んだアプローチをしていてもいいのではないかとというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それから、協定の見直しですが、ワーキンググループの検討会が2回開かれたということですが、それはいつごろ、どういう形で開かれたのでしょうか。この支援協定は多摩地域の市町村が全部と、それから衛生組合が全部署名しているわけですけれども、その市町村の方と一部事務組合の方との関係もあると思います、どのような構成でこれから進められていくのか、いずれは組合の意見を伝えるときがくると思うというような趣旨の発言ですけれども、それぞれの市町村に対してはどうなっていくのか、一部事務組合に対してはどうなっていくのか、わかる範囲でというか、これはぜひわかっていたきたい、情報収集していただきたいというふうに思うのですが、わかる範囲でお答えいただきたいと思います。

○議長（串田金八） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道） 何点かの再質問ということで、最初の支援がくるのかというお話ですけれども、20年度に向けての小金井市の広域支援については、昨年の10月に正式に所属する第2ブロックに1万7,000トンの支援を要請しています。ですから小金井市は来年も支援を必要とする状況であると、こういった現実問題があります。

それで、先ほどの管理者の答弁もありましたように、現在、第2ブロックで調整を図っているということでございまして、この調整が図られた後、具体的な支援できる量が決定します。これがすべて全量支援ができれば当然そこで終わります。その辺がわかりませんので、できない場合には第1ブロック、第3ブロックにやってくると、こういった状況でございまして。

それから、柳泉園と同じような、新聞紙上に出ていましたけれども、そういった行動を衛生組合としてとらないのかと、こういったことだと思うのですが、西多摩衛生組合は広域支援を受託するときに基本的な約束事というか、そういうことからいけば、小金井市の建設スケジュールに基づいてこれをきちんと履行してくださいと、こういった一つの約束事があります。

したがって、組合としてはこれを確実に履行してもらうことが一番重要でありまして、そういっ

た面では 20 年 8 月から 6 月へ 2 カ月前倒しをしていますから、一定の評価をしています。その間へいろいろな議論の内容を一つ一つああしてこうしてと、こういったような注文というか、条件というか、要請ということはするべきではないというふうに考えております。

それから、東京都に対してもう少し強い態度をとということだと思っておりますが、西多摩衛生組合からは当然東京都と何回か会うときにはごみ減量のことやいろいろなこと、もう少し多摩地域全域で広域支援体制が順調にいくようにというふうなお話をさせていただきますが、具体的にどうのこうの指導というのは、小金井市が東京都といろいろ接触していく中で対応していくものだというふうに考えております。

それから、見直しの件の具体的な内容でございますが、先ほど管理者の方からワーキンググループの開催というお話をいたしましたけれども、1 回目は 19 年 11 月 20 日に行われております。2 回目は 20 年 1 月 16 日に行われておまして、これは主に構成市町というか、市町村のグループということで、我々一部事務組合の方でそのメンバーには加わっていないということでございます。中身については情報はないのですが、今後、今現段階でいいますと、広域支援の状況等のアンケート調査を出そうかといったような入り口論で終わっていると、こういった状況でございます。

私からは以上でございます。

○議 長（串田金八） 7 番、門間淑子議員。

○7 番（門間淑子） 再々質問になりますけれども、そうしますと、この 2 月 15 日の西多摩新聞では、これは確認させていただきますが、今段階で小金井市からの要請がきていないので、事務手続き上 4 月以降の受け入れは不可能となったというふうに西多摩新聞は書いているわけです。これをそのまま受け取ると、4 月以降のごみ支援はないというふうに受け取れるわけですね。

しかし、今の衛生組合の方のご説明ですと、そうではないのだというふうにも受け取れます。ですから 2008 年以降、2008 年度も西多摩衛生組合は小金井市のごみを受託するのかというふうに質問を立てたわけですが、小金井市はそれに対して事務手続き上不可能な状況は認識しているが、年度内に準備が整い次第引き続き支援を要請したいと考えているというふうに、これは西多摩新聞の取材に対して答えたというふうに載っているわけですね。

つまり、これがもし本当であれば、事務手続き上無理だということがわかりながらお願いに行きますよと言っていることなわけですが、これも随分失礼な話だと私は思うのです。西多摩衛生組合の皆さんが毎回毎回検討委員会を傍聴に行き、ごみの特別委員会も傍聴に行っていることにもかわらず、最も支援の量が多い西多摩衛生組合に対して事務手続き上不可能なような状態を準備していくというか、結果的にそうなるというのはとても失礼なことだというふうに思います。

こういうような、言ってみればルーズな対応に対して、当然住民の皆さんはやはり同じように「もうやめてほしいね」というふうに思うのは当然なわけで、本当に、この陳情がたくさん出ていますけれども、私もやはりこういうようなルーズな対応に対しては毅然とした対応をすべきだというふうに思います。

なので、もう一度お聞きしますけれども、今段階では確かに要請はきていませんということでしたが、今後、衛生組合は小金井市に対してどういうふうにしていくのか、もう支援要請はないと思っているのか、あるいはくると思っているのか、もしきたらどうするのか、つまり前回は、くしくも昨年 2 月 22 日の組合議会の議員全員協議会で受け入れることを決定したという報告があったわけですが、この西多摩新聞の記事をバックグラウンドにして今後、小金井市から要請が仮にきた場合、どういうようなスケジュールになるのか、住民はそこにどういうふうにかかわっていけるのか、我々議会はどういうよ

うなかかわり方をするのかも含めて、そのスケジュール的なことについてはお尋ねしたいというふうに思います。

それから、この支援協定の見直しについてですけれども、まだ始まったばかりということで具体的には見えてないようですけれども、今後どういようなスケジュールでやっていくのかということもまだ一部事務組合の方には知らされていないのか、つまりごみ処理を現実的にやっているのは一部事務組合で、衛生組合の工場であって、今回こういうような例えば広域支援によってかなりやはり困難な状況におちいった、あるいは非常に困難な対応をせざるを得ないというふうになっているのは一部事務組合なわけですよ。それで基礎的な市町村が主だということになりますけれども、そこに一部事務組合もきちんとかかわっていかないと、今回の問題がやはりはっきりしていかないとというふうに思います。

今回のような広域支援があつて初めて10年経った協定の見直しが必要だということ気がついたわけですが、西多摩衛生組合も今回の事態に対してきちんとかかわっていく、あるいは清掃協議会に対して要望を出していくということも必要なのではないかと思いますけれども、このあたりについて管理者の見解を伺います。

○議長（串田金八） 谷部総務課長。

○総務課長（谷部 清） それでは、ただいまご質問の中にありました西多摩新聞社さんの新聞の件でちょっと私の方からご説明させていただきます。

確かに西多摩新聞さんからは電話での取材がございました。その内容としましては、小金井市からの広域支援がきているのかという内容で、その時点ではまだきてない、現在もまだきていませんけれども、きてないと、それで今後についてどういうふうになるのでしょうかというふうな話になりました。今後、私どもも決定をするまでには幾つかの手順がございます。それを踏まえていきますと、4月からの支援については難しい状態ですというお話はいたしました。ですから私どもの方で不可能というお話をした経緯はございません。

新聞の方が出てから、やはり私の方でその内容を見まして問い合わせたところ、その内容に「不可能」という表現については、新聞社さんの方でいろいろな情報を集めた上での判断であったと、私の方で「不可能」というような発言はしてないということは確認させていただいております。

以上でございます。

○議長（串田金八） 羽村事務局長。

○事務局長（羽村 誠） それでは、小金井市の要請があるかどうかというお話と協定の関係でございますが、現在、先ほど申し上げたとおり第2ブロック内でまだ最終的な結論が出ておりません。そういう形で第3ブロックの方へはしないという状況でございます。

その中で、その新聞報道の中で、これからも小金井市としては支援をしていきたいというような、そういうようなコメントを述べているようでございますが、今後、小金井市の要請があるかどうかにつきましては、その第2ブロックでどういうような方針を示すかというような結果によりますが、万が一きた場合には、前からもお話を申し上げてありますが、西多摩衛生組合独自で判断をするのではなく、第3ブロックの中の西多摩地域の市町村がございしますが、その中で広域支援として受け入れをどう考えるか、また、西多摩衛生組合ですと構成市町の意見はどうか、そんな意見を伺いまして、私どもではその意見を尊重しながらやっていきたいと思っております。

西多摩衛生組合としましては、その支援がきて、大体どのぐらいの量かということがわかりまして、その中で西多摩衛生組合の操業に対しまして今影響がないかどうか、そういうような技術的なことを検証しなければいけないというようなことで、その辺のところの意見を述べていきたいというようなこと

でございます。ですからこれから支援があったときには第3ブロック会議に、それと西多摩衛生組合の構成市町の部課長会、あと正副管理者会議等を経過しまして最終決定をするというような、そういうスケジュールになるかと思えます。

あと協定の見直しでございますが、一部事務組合も初めてではないかということでお話ございましたが、先ほども申しましたけれども、これは東京都の市町村清掃協議会が中心となっております、その中でも私どもで加入しております三多摩清掃施設協議会、これは施設を持っているところの自治体、または一部事務組合が加入しておりますが、そちらからも代表者の方が出ております。その中で現在、これは19年、20年にかけていろいろな検討をしているわけでございますので、その中でも柳泉園組合ではその中の役員というか、メンバーの中では入っておりますので、一部事務組合の意見が反映はされていくというようなことだと思います。

それとあと、先ほど申しましたけれども、これはまだいろいろなワーキンググループでやっているところで、細かいところが決まっておりますので、そのアンケート等がきましたら、私ども広域支援をやっている中でいろいろな問題点、また近隣住民の方々からいただいた意見等を十分に反映をしながらそういう意見は述べていきたいというような、そういう考えでございます。

以上でございます。

(「答弁漏れです。スケジュールに対する住民と議会の関係」と呼ぶ者あり)

○議長(串田金八) 羽村事務局長。

○事務局長(羽村 誠) 大変失礼しました。先ほど申しましたけれども、正副管理者会議、またその後議会の方へご報告申し上げ、その後、近隣住民の方々に説明会をするというような、昨年と同様な形で進めさせていただきたいと思えます。

○議長(串田金八) 以上で一般質問を終わります。

これより議案審議に入りますが、議会会議規則により質疑は同一議員につき同一議案について3回までとなっておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、日程第4、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて(西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者(並木 心) それでは、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて(西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)につきましてご説明申し上げます。

本案の職員の給与条例の改正につきましては、これまで組合職員の給与改定を羽村市に準じて行っていることから、昨年12月の羽村市議会定例会での給与改定可決、1月1日の施行を受け、組合議会にお諮りをしたかったわけでございますが、構成市町議会がいずれも12月定例会中ということで、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をさせていただいたものでございます。

内容につきましては、人事院及び東京都人事委員会勧告に伴い、職員の給与改定を実施する必要があると判断し、条例の一部を改正しようとするものであります。

まず、人事院勧告についてですが、民間給与が国家公務員給与を0.35%上回っていることから、初任給を中心に若年層に限り報酬月額を引き上げ、これを是正するとともに、子等に係る扶養手当並びに地域手当を引き上げる勧告を行いました。

また、勤勉手当につきましては、民間の支給割合と均衡を図るため0.05月の引き上げを勧告しております。

一方、東京都人事委員会勧告では、東京都の職員給与が民間給与を 0.07%上回る公民較差が生じているとし、若年層及び若手管理職層の引き下げ幅を抑制しつつ給料月額を引き下げ、地域手当の支給割合については、国の改定内容に合わせ 1.5 ポイント引き上げた 14.5%としております。このためこの地域手当増額分については、公民較差相当分と合わせて給料月額を引き下げることとしております。

また、期末勤勉手当につきましては、民間の年間支給月数が東京都職員の支給月数を 0.06 月上回っていることから、勤勉手当を 0.05 月引き上げる勧告が行われております。

なお、東京都では既に平成 18 年度から昇給昇格制度と給料表構造の見直しを図っており、給与構造、制度改革の取り組みを継続して行っております。

これらの勧告をもとに、羽村市におきましても給与改定が実施されたわけでありますので、当組合としましても同様に改定する必要があることから、給料月額の引き下げ、地域手当並びに勤勉手当の引き上げ、給料表の構成の見直しを内容とする西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正を専決処分させていただいたわけであります。

なお、条例の細部につきましては事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（串田金八） 谷部総務課長。

○総務課長（谷部 清） それでは、西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の細部につきましてご説明申し上げます。

承認第 1 号附属資料、新旧対照表 6 ページの別紙をご覧くださいと存じます。

初めに、第 3 条の規定により別表で定めております給料表の改正につきましてご説明申し上げます。

別表第 1 の一般職給料表(1)は、一般行政職の職員に適用するもので、東京都行政職給料表に準じ、現行の 1・2 級を統合し、級構成を 9 級制から 8 級制にするとともに、将来的には能力・業績の評価の度合いをよりきめ細かく昇給に反映できる仕組みとするため、号俸の昇給幅を 4 分割する号俸構成の見直しを図っております。適用につきましては、1 級及び 2 級は主事並びにこれに相当する職にある者、3 級は主任、4 級は係長、5 級は課長補佐、6 級は課長、7 級は統括課長、8 級は部長となります。

なお、この表の最後にあります備考でございますが、1 は短大卒の初任給で、据え置きとしております。2 は大学卒の初任給で、今回の改正で給料表全体は引き下げておりますが、改定前の額と比較いたしました 1. 1%、2,000 円引き上げております。

次に、別表第 2 の一般職給料表(2)は、技能労務職の職員に適用するもので、一般職給料表(1)と同様に引き下げを行うとともに、級構成を現行の 3 級制から 2 級制に、号俸構成を 4 分割する見直しを行っております。こちらの適用につきましても、1 級は 2 級に属さない職務にある者、2 級は技術主任等にある者となります。

なお、当組合においては、現在一般職給料表(2)を適用する職員の該当者はおりません。

公民較差相当分と、後ほどご説明いたします地域手当配分変更相当分を減額したこの給料表により給与改定を実施することとなりますが、当組合におきます給料の実質改定率の平均はマイナス 1.37%、改定額の平均はマイナス 4,920 円となります。

また、一般職給料表(1)の改定と、改定によりその他の手当などに関わってくるいわゆる「はね返り分」と地域手当の増額分を合計した西多摩衛生組合職員のひと月当たりの実質改定額は、平均でマイナス 67 円となります。

続きまして、条例本文の改正につきましてご説明申し上げます。新旧対照表の 1 ページ目をご覧ください。

昇給の基準を規定しております第4条第4項中「1号」を「4号」に、同条第5項中「2号」を「8号」に改めております。これは先ほどご説明いたしました給料表の号俸構成の4分割に伴い、今後人事考課制度を確立し、これに基づく昇給制度の見直しを図るまでの措置として、普通昇給を規定する第4条第4項では現行の1号俸昇給分に相当する4号俸を、特別昇給を規定する第4条第5項では現行の2号俸分に相当する8号俸を昇給させることができるものとするものでございます。

続きまして、第10条の2第2項は、地域手当の額の算定方法に関する規定で、平成19年の東京都人事委員会勧告に準じ、地域手当の支給割合を100分の1.5引き上げるもので、「100分の13」から「100分の14.5」にしようとするものでございます。

なお、この地域手当の引き上げにより増額分につきましては、公民較差相当分と合わせて給料表の給料月額を引き下げております。

続きまして、第20条第2項は期末手当の額の算定方法に関する規定で、改正部分はありませんが、付則で期間を限定した期末手当の支給月数の変更を行うため、参考までに記載させていただきました。

第20条第4項は期末手当に係る役職加算算定の対象となる職員に関する規定で、給料表の級構成の変更に伴い、同項第1号中「4級」を「3級」に改めております。

第21条は勤勉手当に関する規定で、平成19年の東京都人事委員会勧告に準じ、第2項で定める各期の勤勉手当の支給割合を「100分の60」から「100分の62.5」に改め、年間で100分の5引き上げようとするものでございます。

次に、付則でございますが、第1項は施行期日に関する規定で、本改定が職員の給与水準を引き下げる内容であるため、遡及することなく、条例の公布の日の属する月の翌月の初日から実施することが妥当であるとした東京都人事委員会の勧告に従い、平成20年1月1日から施行しようとしております。

第2項は、最高号俸等を受ける職員の号俸等に関する規定で、いわゆる枠外号俸の適用を受けていた職員の切替日以後の取扱いについて管理者が別に定めるとしております。

第3項は、職務の級の切替えに関する規定で、給料表の級構成の改正に伴い、切替日における職務の級は、切替日の前日においてその者の属する職務の級に応じ、付則別表の新級欄に定める職務の級とするものとしております。

第4項は、号俸の切替えに関する規定で、給料表の号俸構成を改正し昇給幅を4分割したことに伴い、切替日における号俸は、旧級及び切替日の前日においてその者が受けていた号俸に準じ、付則別表に定める号俸とするものとしております。

第5項は、旧号俸を受けていた期間の通算に関する規定で、改正後の条例第4条第4項で規定する普通昇給に係る期間の適用については、旧号俸を受けていた期間を新号俸を受ける期間に通算するものとしております。

第6項は、期末手当の特例措置に関する規定で、平成19年度に限り、平成20年3月期の期末手当において勤勉手当の引き上げ分0.05月を加算するとともに、人事委員会勧告に準じ、平成19年4月から改定時期までの期間に係る公民較差相当分を解消する所要の調整として0.007月分の削減を行い、合計支給月数を0.343月としております。

第7項は、本条例改正に伴い、西多摩衛生組合一般職の職員の旅費に関する条例で、職務の級により料額を定めております船賃、車賃、宿泊料及び食事料に関する条文を整備する必要があることから、改正の原因となる本条例の付則にて処理するものでございます。

以上で、「西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についての説明とさせていただきます。

○議長（串田金八） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（串田金八） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（串田金八） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認いたしました。

お諮りいたします。

日程第5、議案第1号及び日程第6、議案第2号の2件につきましては関連がございますので、一括して議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（串田金八） ご異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第1号、平成20年度西多摩衛生組合予算及び日程第6、議案第2号、平成20年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての2件を一括して議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（並木 心） ただいま一括議題となりました議案第1号、平成20年度西多摩衛生組合予算及び議案第2号、平成20年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての件につきましてご説明申し上げます。

はじめに議案第1号、平成20年度西多摩衛生組合予算につきましてご説明申し上げます。

平成20年度予算の算出の基礎となります数値を申し上げますと、ごみ搬入量につきましては前年度より2,000トン減の7万2,000トンといたしました。

構成市町の人口につきましては、平成19年10月1日現在の人口数29万3,270人で、前年度よりわずかながら減少しております。

予算の内容でございますが、歳入におきましては、余熱利用施設の利用者の実績等を熟慮いたしまして、使用料収入を397万2,000円の減額といたしました。

余熱利用施設につきましては、近隣に同種施設の開設が相次いでおりますが、今後も各種イベント開催等に努め、さらなる集客を図っていきたくと考えております。

このほか繰越金では例年の予算額1,000万円に加え、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づく可燃ごみ焼却処理委託契約の受託金から触媒入りのバグフィルター交換工事等の経費を差し引いた分を繰越額として新たに計上しております。これによりまして前年度と比較いたしまして2億2,600万円の増額となっております。この結果、分賦金につきましては前年度と比較し7,958万9,000円増の37億5,779万5,000円となっております。

一方、歳出におきましては引き続き維持管理経費の削減に努めてきたところでございますが、環境センターが稼働後10年目を迎え、設備機器類の経年劣化対策に係る経費を長期計画に基づき新たに計上させていただいております。その結果といたしまして、前年度予算対比3億200万円の増額となり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億6,500万円に定めようとするものであります。

次に、議案第2号、平成20年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定の件についてご説

明申し上げます。

本件につきましては、組合予算の 92.44%、金額にいたしまして 37 億 5,779 万 5,000 円の分賦金を構成市町ごとに決定しようとするものでございます。

細部につきましては、事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（串田金八） 谷部総務課長。

○総務課長（谷部 清） 議案第 1 号、平成 20 年度西多摩衛生組合予算及び議案第 2 号、平成 20 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての細部につきましてご説明申し上げます。

予算編成の基礎となりますごみ搬入量及び人口につきましては、管理者説明のとおりでございますので、職員数につきまして申し上げますと、職員数につきましては、19 年度 5 名の退職者がおりますが、20 年度の新規採用職員は 3 名を予定しておりますので、前年度より 2 名減の 28 名でございます。

それでは、議案第 1 号、平成 20 年度西多摩衛生組合予算につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、予算書の 1 ページをお開き願います。

平成 20 年度西多摩衛生組合予算の総則でございます。

第 1 条第 1 項は、歳入歳出予算の総額を 40 億 6,500 万円と定めようとするものでございます。

第 2 項は、款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」によると定めようとするものでございます。

第 2 条は、地方自治法で認められております一時借入金の借入れの最高額を 5,000 万円と定めようとするものでございます。

第 3 条は、歳出予算の流用につきまして定めようとするものでございます。

恐れ入りますが、2 ページをお開き願います。

「第 1 表歳入歳出予算」でございます。

まず、歳入でございますが、第 1 款分賦金から第 4 款諸収入までの構成となっております。

次に、歳出でございますが、第 1 款議会費から第 6 款予備費までの構成となっております。

歳入歳出の合計はそれぞれ 40 億 6,500 万円でございます。

恐れ入りますが、5 ページをお開き願います。

歳入でございます。

第 1 款 1 項 1 目分賦金は 37 億 5,779 万 5,000 円、前年度比 7,958 万 9,000 円の増でございます。

第 2 款 1 項 1 目使用料は 6,527 万 6,000 円、前年度比 397 万 2,000 円の減でございます。これは余熱利用施設におきまして、他の同種施設の開設に伴う利用者数の減が予想されることによるものでございます。

第 2 項 1 目総務手数料は 1,000 円、前年度比 1,000 円の増でございます。これは情報公開条例の改正に伴い、組合構成市町以外の請求者からは情報公開請求に係る手数料を徴収することにいたしましたので、新規に計上させていただいたものでございます。

第 3 款 1 項 1 目繰越金は 2 億 3,600 万円、前年度比 2 億 2,600 万円の増でございます。これは平成 19 年 4 月に開始した広域支援に伴うごみ焼却処理委託受託金から 19 年度に実施した触媒入りバグフィルター交換工事等の経費を差し引いた金額を計上したことによるものでございます。

恐れ入ります。6、7 ページをお開き願います。

第 4 款 1 項 1 目預金利子は、前年度と同額の 5 万円でございます。

第 4 款 2 項 1 目弁償金は 1,000 円、前年度と同額でございます。

2目雑入は587万7,000円、前年度比38万3,000円の増でございます。これは余熱利用施設で利用者に好評であるイベントの実施回数を増やしたことによるイベント参加負担金の増によるものでございます。

以上、歳入合計は40億6,500万円で、前年度比3億200万円の増額でございます。

次に、歳出でございます。

第1款1項1目組合議会費は150万5,000円、前年度比21万8,000円の減でございます。これは隔年実施の行政視察の年に当たらないことによるものでございます。

恐れ入ります。8、9ページをお開き願います。

次に、第2款1項1目一般管理費は1億9,091万4,000円、前年度比794万8,000円の減でございます。これは2節から4節までの人件費において、19年度よりも退職者数が4名減になることに伴う退職手当特別負担金893万1,000円の減が主なものでございます。

11節需用費は600万7,000円、前年度比1万円の増でございます。これは印刷製本費において、一般者見学用ガイドの作成費に変わり、昨年補正させていただいた組合広報紙の作成費を計上させていただいたことなどによるものでございます。

12節役務費は90万4,000円、前年度比15万3,000円の減でございます。これは公用車の車検が19年度に終了したことによるものでございます。

13節委託料は351万7,000円、前年度比6万4,000円の増でございます。これは電算システム委託料において、財務会計システムと人事給与管理システムとの経費の相殺による38万円の減と、印刷製本費でご説明いたしました組合広報紙などを配付する広報用資料配付委託料52万5,000円を計上したことによるものでございます。

恐れ入ります。10、11ページをお開き願います。

14節使用料及び賃借料は526万4,000円、前年度比30万3,000円の減でございます。これはパソコン用ウイルス対策ソフト使用料と事務機器使用料における再リースによる経費の減によるものでございます。

19節負担金・補助及び交付金は4,978万円、前年度比10万2,000円の減でございます。これは給与改定に伴う算定基礎給料額の減による職員互助組合補助金の減によるものでございます。

第2目庁舎管理費は1,520万8,000円、前年度比169万円の増でございます。これは本年度点検いたしました見学者窓自動洗浄装置において修繕箇所が発生したことによるものでございます。

恐れ入りますが、12、13ページをお開き願います。

次に、第3款1項1目じん芥処理費は14億9,460万5,000円、前年度比2億7,714万2,000円の増でございます。これは主に15節工事請負費で、定期的な機器等の入替えと稼動後10年を経過することに伴う「設備更新工事」を新たに計上したことによるものでございます。

1節報酬から4節共済費までの人件費は1億4,904万7,000円、前年度比2,406万円の減でございます。これは4名増となる嘱託員の人件費923万3,000円の増と、2名減となる一般職職員の人件費3,329万3,000円の減を相殺したことによるものでございます。

恐れ入ります。14、15ページをお開き願います。

11節需用費は2億4,868万7,000円、前年度比1,017万8,000円の増でございます。これは電気計装用部品等の購入に伴う消耗品費で279万7,000円の増と、建築設備定期修繕等の修繕料で582万5,000円の増によるものでございます。

12節役務費は173万9,000円、前年度比60万9,000円の減でございます。これはボイラーや計量器等の法定検査が19年度に終了したことによるものでございます。

13節委託料は2億5,354万1,000円、前年度比921万6,000円の減でございます。これは建築設備監

視装置保守点検と中央監視設備データ処理システム更新が終了したことによる1,921万5,000円の減と、中央監視設備保守点検の中に電源部のオーバーホールを追加したことによる712万9,000円増の相殺が主なものでございます。

恐れ入ります。16、17ページをお開き願います。

15節工事請負費は8億3,574万3,000円、前年度比3億100万6,000円の増でございます。これは施設維持整備工事の中に、3号炉脱硝反応塔触媒交換に係る経費4,771万9,000円、1号炉集じん器ろ布交換にかかる経費8,000万円、3号炉出口O₂濃度計設置工事に係る経費2,408万円を加えたことと、経年劣化に伴う新たな設備更新工事として、「公害監視表示更新工事」760万円、「ごみクレーン用コンピュータ更新工事」3,150万円、「ニューロ制御装置更新工事」1,764万円、「シーケンサー更新工事」4,200万円、「クレーンインバーター交換工事」4,700万円を新たに計上したことによるものでございます。

18節備品購入費は119万2,000円、前年度比16万9,000円の減でございます。これは19年度の構内整備用軽トラック買換えに代わり、周辺住民からの臭いについての苦情を確認するための持ち運び可能な臭気感知器等を計上したことによるものでございます。

次に、第4款1項1目施設運営費は1億5,732万5,000円、前年度比555万2,000円の増でございます。これは開設から6年が経過し、入館管理システム機器の劣化に伴う入替え経費を新たに計上したことによるものでございます。

2節給料から4節共済費までの人件費は1,262万4,000円、前年度比67万8,000円の増でございます。これは主に退職手当組合負担金料率の上昇に伴うものでございます。

11節需用費は5,544万5,000円、前年度比212万8,000円の減でございます。これは19年度に購入いたしました浴槽循環装置部品81万5,000円と、蒸気制御弁等の修繕料188万4,000円の減によるものでございます。

恐れ入ります。18、19ページをお開き願います。

13節委託料は7,296万3,000円、前年度比410万円の減でございます。

15節工事請負費は254万円、前年度比149万円の増でございます。これは露天風呂の外壁塗装工事と、入館管理システム入替えに伴うLAN工事を新たに計上したことによるものでございます。

恐れ入ります。20、21ページをお開き願います。

18節備品購入費は954万3,000円、前年度比945万円の増でございます。これは開設後6年が経過し、浴場施設利用者の入館管理を行っている機器の老朽化が著しいことから、機器の入替えに伴う費用を新たに計上したことによるものでございます。

次の第5款公債費は22億125万8,000円、前年度比2,477万円の増でございます。これは平成17年度に借り入れた焼却灰搬出設備改造工事債の元金の償還が新たに始まることによるものでございます。

恐れ入りますが、22ページをお開き願います。

第6款予備費は418万5,000円でございます。

以上、歳出合計は40億6,500万円で、前年度比3億200万円の増額でございます。

続きまして、関係資料でございますが、24から33ページまでは給与費の明細でございます。

34ページは地方債に関する調書で、右側一番下の欄の64億5,398万8,000円が平成20年度末における地方債現在高の見込額でございます。

以上で、平成20年度西多摩衛生組合予算についての説明とさせていただきます。

引き続きまして、平成20年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案第2号附属資料をご覧いただきたいと存じます。

表1分賦金比較でございます。先ほどの平成20年度予算に基づき構成市町の分賦金を積算しております。青梅市は17億8,346万1,000円、前年度比4,998万8,000円、2.9%の増、福生市は7億7,790万5,000円、前年度比257万3,000円、0.3%の増、羽村市は7億1,546万3,000円、前年度比446万8,000円、0.6%の増、瑞穂町は4億8,096万6,000円、前年度比2,256万円、4.9%の増、合計として37億5,779万5,000円、前年度比7,958万9,000円、2.2%の増でございます。

次に、表2人口割合比較で、前年度との比較でございますが、青梅市は284人減で14万132人、福生市は210人減で6万1,052人、羽村市は207人増で5万7,557人、瑞穂町は1人減で3万4,529人となり、合計として288人減で、構成市町の人口は29万3,270人でございます。

表3ごみ搬入量割合比較でございますが、前年度と比べまして、青梅市は100トン増で3万4,700トン、福生市は1,200トン減で1万4,300トン、羽村市は1,000トン減で1万3,200トン、瑞穂町は100トン増で9,800トン、合計として2,000トン減で7万2,000トンでございます。

以上で、平成20年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての説明とさせていただきます。

○議長（串田金八） 2時50分まで休憩いたします。

午後2時40分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（串田金八） 休憩前に引き続き会議を開きます。

谷部総務課長。

○総務課長（谷部 清） それでは、ちょっと資料の訂正をお願いしたいと思います。

先ほどの西多摩衛生組合一般職の給与に関する条例の一部改正の部分で、専決処分の承認をいただいたところでございますが、その附属資料の1ページ目でございます。第4条4項のところの文言の中に「号俸」の俸の字が、本来「俸」であるところが「棒」となっております。大変申しわけございません。ここは「号俸」でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（串田金八） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。門間議員。

○7番（門間淑子） 予算に関して質問をしていきます。

まず、9ページですが、印刷製本費で334万6,000円が計上されておりますが、先ほどの説明ですと一般の見学者用パンフレットと、広報紙を発行する予定だということでした。これはどういう比率で、広報紙は何回ぐらい、何部ぐらい、後ろの方に資料配付委託料というふうに出ていますので、何回ぐらい、どの範囲で配付するのか、一般見学者用パンフレットというのは大体どれぐらいの量を幾らぐらいで予算化しているのかお聞きします。

それから54ページですが、14ページに消耗品と修繕料というのが、こちらはちょっと金額が多く出ています。ざっとした説明がなされたのですが、もう少し詳しくお尋ねいたします。西多摩衛生組合はここで10年になりまして、今後消耗品の交換とか修繕料というのがふえてくるのではないかとこのように思うのですが、今後の見通しについて、どのようなカーブ曲線をたどっていくのか、一定想定されていればその件についてもお尋ねいたします。

それから16ページですが、ここで施設維持整備工事と設備更新工事というのがかなり大きな金額が出ています。これが恐らく繰越金が充当されるころかなというふうに思いますが、ここも説明がちょっと早くて書き切れなかったもので、具体的にもう少しゆっくりと説明していただきたいというふうに思い

ます。

それから 18 ページですが、浴槽循環設備点検整備委託料が前年度比で2分の1になっておりますけれども、ここの説明をもう少し詳しくお願いします。

以上です。

○議長（串田金八） 谷部総務課長。

○総務課長（谷部 清） ただいまご質問いただきました9ページの印刷製本費の件についてご答弁申し上げます。

先ほどの説明の中では、前年度との予算の対比の額でご説明しましたので、一般見学用のガイドにつきましては昨年作成して、それが今年なくなったのでという差額でのご説明をさせていただいたつもりでございます。

それで、広報紙の方の予定でございますが、部数としては1回につき1万1,000部、単価としては1部22円、年2回発行する予定でございます。対象の範囲としましては羽村・瑞穂両協議会地区の世帯へ全戸配布という形をとらせていただきます。

以上でございます。

○議長（串田金八） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道） それでは、私の方からじん芥処理費の中で3点ほどの件についてお答えします。

まず、1点目の消耗品の件でございますけれども、消耗品費9,389万8,000円の主な内訳でございますけれども、これについては、第1点目として排ガス中の有害物質、特に公害対策の薬品としておよそ4,700万円ほど計上させていただいております。それから2点目は、発電しておりますボイラー等の内部の腐食等の防止薬品といたしまして1,500万円ほど、それからあと煙突から排出します窒素酸化物、硫黄酸化物、そのほか排ガス中の有害物を24時間連続測定をしております。そのために排ガスの分析機器の部品の交換ということで約600万円ほど、あとは各機器の設備の小型消耗部品として2,000万円ほどを計上しているところでございます。

次に、修繕費でございますけれども、この需用費におけます修繕費につきましては、日常の焼却施設関係の修繕費とはちょっと異なりまして、今回冷暖房の管理をしております、温度管理や圧力管理をしている計装関係の部品が10年を経過しまして、要するに交換部品もないということで、これを新規に取り替えをいたします。その費用として200万円ほどの計上をさせていただいております。それが主な増減の内容ということになっております。

それから、3点目の維持管理上における今後の予定ということでございますけれども、いわゆる施設を稼働しまして10年を迎えまして、私どもでは「バスタブ曲線」といって最初の1年ぐらいはちょっと初期のトラブルが発生しますが、その後5年から10年間は安定時期を迎える、それを過ぎると今後また少しずつトラブルが発生してくる、こういった現実的な実態があるわけですが、組合も10年を経過をしましてそろそろ安定期が過ぎて、トラブルがいろいろ出てくると、こういう状況でございます。

そういった対応をしていくために、特にコンピュータ関係は5年から10年でシステム自体全部が新型へ移行すると、こういったことで部品供給もできないということで、これらは今年度の工事請負費の中でも更新工事ということで計上させていただきましたが、こういうふうな形で期限というか、製造中止になったものはどんどんどんどんリニューアルしていくというふうな考えでおります。

こういうことがいつまで続くのかということなのですが、清掃工場、一般的にいきますとおよそ30年を稼働すると、こういった基本的な考えで整備計画等をつくっております。そうしますとそろそろ10年

から 15 年ぐらいで半分を過ぎますので、そのころから多くの機器が更新時期に入ると、こういった予定でございます。

私からは以上です。

○議 長（串田金八） 松沢施設課長。

○施設課長（松沢昭治） 浴槽循環設備点検整備委託料、これが前年の約 2 分の 1 になっているというご質問でしたけれども、この点検委託につきましては、例えば 2 年ごと、3 年ごとに 1 回というようなものが中にはございます。前年度においてはお湯を濾過いたします活性石の交換、これに約 100 万円ほどかかっております。また今、お湯の塩素以外の殺菌としてオゾン殺菌というのをしています。これが 3 年に 1 度の定期修理が前年度に行われていますので、今年が計上がされてないということで、約半額の金額になっているというのが実情でございます。

以上でございます。

○議 長（串田金八） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道） 先ほどの私の答弁で答弁漏れがございました。申しわけございません。

今年度計上しております更新工事の具体的な内容ということでございます。全体で更新工事としては 1 億 5,300 万円ほどの更新工事でございますが、5 件ほど予定をしております。まず 1 点目はごみクレーンのコンピュータの更新工事でございます、約 3,300 万円、コンピュータ 1 台の更新とソフトの更新というふうになっております。

2 点目といたしましては、ごみ焼却時に燃焼用の空気と蒸気量の調整をしております制御装置の更新工事として 1,800 万円ほど、この装置については既にコンピュータが製造中止になっているということから更新を実施いたします。

それから、公害監視盤更新工事、表の正門のところの横に常時測定結果などを流しているものなのですけれども、これらについても製造中止というふうになってございますので更新工事をいたします。これが約 800 万円ほどでございます。

それから、ごみと灰クレーンにおきまして節電をするためにインバーター化をしております。このインバーターにつきましても製造中止ということで、部品調達ができないということがわかりましたので、約 5,000 万円ほどをかけて更新をしていくということでございます。

最後は機器の操作機能上の、これもコンピュータの機器なのですけれども、当組合には約 60 台ほどいろいろな制御のコンピュータが入っております。これらについても製造中止というふうになっておりますので、4,400 万円ほどをかけて随時更新をしていくと、これが主な理由でございます。

○議 長（串田金八） 門間議員。

○7 番（門間淑子） もう 1 点ちょっと、同じ 16 ページで施設維持整備工事の 1 号炉、2 号炉、3 号炉というようなお話はたしかあったと思うのですが、そこのところももうちょっと説明してください。

それで、14 ページから 16 ページにかかわってくるころだというふうに思いますが、施設の 30 年稼働として修理計画をつくっているということで、今までは比較的安定した運転ができてきたと、これからはいろいろ備品交換をしたり、トラブルが発生したりしていくであろうということだったと思いますが、今回更新工事ということで 1 億 5,300 万円ですか、主にコンピュータ関係の新規更新となっておりますが、これは今後何年間か繰り返されていくのか、今回だけで当面大丈夫なのか、あるいは遠からずどこかでもやはりこういうことが何回か繰り返されていくのかについてお尋ねします。

○議 長（串田金八） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道） 施設整備工事の詳細ということでございます。6 億 3,218 万円ほどの予算計上を

しておりますが、1点目としては、毎年実施いたします1、2、3号炉及び共通設備の補修工事として5億2,000万円ほどの計上をしております。それから2点目としましては、今回も1号炉のバグフィルターの交換を予定をしております、この費用として約8,400万円ほど、3点目としましては3号炉なのですけれども、温度の出口の酸素濃度計の交換を実施したいと考えております、これに3,000万円というふうな内容になっております。

それから、先ほどのコンピュータ関係の何年間ぐらいで繰り返すのかということですが、先ほど5年から10年でコンピュータの世界はどんどんどんどん新型が出ていくということですが、30年のスパンを考えるともう1回どこかでやらざるを得ないのかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（串田金八） 7番、門間淑子議員。

○7番（門間淑子） そうしますと、そのコンピュータ関係ですが、どこかでというふうにおっしゃいましたが、今回交換しなければならないであろうという総量のうちの大体どのぐらいがこれで更新できたのか、大体あとどのぐらいが交換しなければならないところとして残っているのか、パーセンテージとか量の概念でも構いませんので、ちょっとお話してください。

○議長（串田金八） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道） 今の何割ぐらいかというお尋ねでございますけれども、長期計画でいきますと平成20年度から25年度にかけて、今後6年間で、更新工事だけではなくて施設オーバーホール、全工事請負費、工事対応として45億円ぐらいかかるというふうに想定をしておりますが、更新工事だけでいきますと今後6億円ぐらい5年間でかかるということで、そのうちの1億5,000万円ぐらいですから3分の1ぐらいの実施と、残り3分の2がまだ残っていると、こういった現状でございます。

○議長（串田金八） ほかにございませんか。9番、橋本議員。

○9番（橋本弘山） それでは、2点につきまして質問させていただきます。

14ページでございますけれども、14ページの13の委託料でございます。委託料の中の環境調査委託料の、これは極めて重要な事業だというふうに考えておりますので、この環境調査委託料の内容を細かく教えていただきたいと思っております。

それと2点目ですけれども、今いろいろなこれから先の、10年経過していろいろな部品の交換ですとか、いろいろな経費がかかるということなのですが、20年の全体の予算の中で経費削減の具体的な取り組みがございましたら教えていただきたいというふうに思っております。

以上2点、お願いいたします。

○議長（串田金八） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道） それでは、まず環境調査委託の詳細ということでございまして、この環境調査の目的といたしましては、大きく分けて三つほどの目的で実施をしております。1点目は、大気汚染防止法等の法律に基づき実施するものであります。2点目といたしましては、組合の周辺住民で組織されております対策協議会との間の公害防止協定に基づき実施するもの、それから3点目は、自己管理上に必要なために実施するもの、この三つが大きな目的でございます。

まず、そのうちに法律に基づき実施しているものとしては、煙突から出る有害物質の測定ということでNOX、SOX、HCL、ばいじん、ダイオキシン類を測定しております。これらについては1炉当たり年4回実施をしております、当組合には3炉ございますので、年12回の測定をしております。それから煙突からのダイオキシン類は、ダイオキシン類の特別法で年1回になってはいますが、当組合は2

回実施しております、3炉で年6回実施をしています。また今年度は1号炉のバグフィルターを交換いたしますので、従来は6回を4回ほどふやしまして全体で10回ほどのダイオキシン測定をしていきたいというふうに考えております。

それから次に、公害防止協定に基づいて実施しているものといたしましては、当然法律等に基づく調査項目はすべてやるのですけれども、それ以外にも両対策協議会の要望によりまして排ガス中の重金属の測定をしております。それから大気環境中のダイオキシン類の測定もしております。それから一般的な大気環境測定もすべて実施をしております。特に大気環境測定につきましては両協議会の要望によりまして羽村市内では三中、松林小、あさひ公園、瑞穂町では四小、むさしの会館、全体で5カ所で実施をしております、年2回の5回ということで回数的には10回ほどの測定をしております。1回当たり大体7日間連続測定をして、年2回の実施というふうになっております。

それから、2点目の経費削減の全体的なお尋ねでございますけれども、西多摩衛生組合は施設を稼働して10年になりまして、稼働の1年目はメーカーの補償でありまして、いわゆる組合負担はございませんでした。実質的な組合の負担になったのは、平成12年度から組合の経費負担というふうになっております。我々としては経費削減をしていくときに、11年度に行われましたいわゆるいろいろな委託関係です、そういう委託管理の決算額を基礎としまして平成12年度から削減計画を進めております。

具体的なのですが、じん芥処理費の需用費、あるいは委託料においていろいろ点検、各種点検業務委託の点検回数を見直しを日常業務に支障が生じない範囲で実施をいたしまして、現段階で全体で7,380万円ほどの削減効果を反映をさせております。

具体的な内容につきましては、じん芥処理費の委託料において9項目ほどの点検業務がございますが、これらはすべてもう既に点検回数を見直しを終わっております。今年度の予算の特に電気設備点検においては、今までは業者委託で点検していた箇所があったわけですが、組合では今職員採用をしております、技術職員の採用を行っていった結果、電気主任技術者を中心に職員による点検が可能となりまして、委託料全体で3,600万円ほどの削減というふうになっております。また需用費の消耗品において公害対策用の重金属除去剤や活性炭の吹き込み量、これらも公害対策に支障のない範囲で量を減らしまして、それからあとクレーン関係の細かい話ですが、ワイヤー関係の回数を見直し等で全体で3,600万円ほどの削減をしております。さらに電気関係なのですが、省エネ対策や施設の電気使用料の効率化を図りまして、東電と契約している契約電力の見直しもできまして、120万円の経費の削減というふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（串田金八） 羽村事務局長。

○事務局長（羽村 誠） 今、施設関係につきましては削減対策、島田課長の方から申し上げましたが、あと経常経費的なものの削減、それにつきましては事務所費等削減に努めているわけでございます。それとあと職員につきましてもこれから西多摩衛生組合でも退職者が出てくるわけでございますので、その辺のところ職員の数、現在のところは16年に正副管理者で決めていただきまして28名、現在は30名ですが、2名減をしまして28名、今後もそういうような形で進めていきたいということで検討してございます。

そういう形で、特に経常経費的なものはそういう形なのですが、どうしてもこういう施設ですので、機械関係につきましては極力その年度で毎年点検をしておりますので、その辺のところ点検をした中で、工事で2年、3年もつかどうか、その辺のところも十分に見定めながら、過剰な投資をしないような、そんな方針でいきたいというような考えでございます。

以上でございます。

○議 長（串田金八） ほかにございませんか。1番、大坪議員。

○1 番（大坪国広） 1点だけお伺いいたします。

16 ページの工事請負費の施設維持整備工事費の件ですが、門間議員と関連するのですが、先ほどの説明だと今年度は1号炉だけバグフィルターを交換するという話があったのですが、昨年2号炉を交換するときに非常に高性能のたしか触媒入りのバグフィルターを導入するから、その結果を検証して導入されたというたしか説明があったような気がするのです。当然今回その結果が出たのではないかと思うので、その説明だけお願いします。

○議 長（串田金八） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道） ただいまのご指摘ですが、昨年の11月に2号炉のバグフィルターの交換をいたしまして、12月に稼働しまして、測定結果が出ております。結果としては2回測定をしました。1回目が0.0035ng、もう1回目が0.012ngとなっております。2号炉についてはバグフィルター更新以前に21回ほど測定をしておりますが、0.0035ngはこれまでの過去最低濃度の測定結果というふうになっております。

2回目はちょっと上がっていますが、いずれにしても、過去の平均濃度と比較してかなり低減をしているということで、我々としては一定のこれは効果があったというふうに判断しております。今年度もう1回ぐらい測定をしますので、先ほどの測定、2回目はちょっと上がったことももう1回検証しますが、これらもこれから対応していきたいと思いますが、検証結果としては効果があったというふうに判断しております。

以上です。

○議 長（串田金八） ほかにございませんか。6番、木下議員。

○6 番（木下克利） 本予算を編成するに当たっての基本的な考え方を伺いたいのですが、19年度の広域支援を継続して政策として減額しないで、つまりこの予算は小金井市のごみを受け入れない形での予算提案だと思うのですが、一度政策を継続させないで、広域支援体制の政策はなしになった予算であるというふうにこの予算は理解すればいいのですか。

○議 長（串田金八） 羽村事務局長。

○事務局長（羽村 誠） 20年度につきましては、小金井市からの広域支援の予算につきましては計上してございません。これにつきましては、予算につきましては昨年の10月ごろからいろいろ積算をしております中で、こういう小金井市の状況が広域支援を継続していくかどうかというのは不透明でございますので、現在のところは入れないで予算を作成しまして、それで各構成市町の分賦金という形で積算をさせていただきます。

以上でございます。

○議 長（串田金八） 6番、木下克利議員。

○6 番（木下克利） そういたしますと、予算を編成するに当たって、組合としては小金井市のごみがないというふうに判断したと考えていいのでしょうか。というのは、予算編成をするに当たってほかの款や項、目についても当然詮議をしているわけで、それまでに要請がないということはないと判断せざるを得ない。ということは、今さら持ってくるというふうに言われても、当初予算にないものは本来補正ではやらないのが原則だと思いますが、明らかにごみが向こうで処理できないのがわかっていながら出てこないというのは、当然のことながらこちらとしては受けないという政策を判断したというふうに考えればいいのか、もしあちらから、小金井市の方から出てくる場合、どのような形で情報が今後出てくるのか、そ

して正副管理者や事務局の皆さん方は大変ご苦労されていると思いますが、もう少し早めに燃すというものが出てくるのが可能性としてあるのであれば、議会の集まって報告するというよりももう少し早め、早めの情報の提供も必要ではないかと思うのですが、この当たりの対応は 20 年度執行するに当たってどのようにされるのかということと、場合によっては事務局や管理者の方に伺っても、恐らくこのごみの問題については議会の、少なくとも私や、管理者のお考えの苦渋の選択というお答えを聞いている限り違和感はないというふうに思いますけれども、議会として、執行機関ではなく議会としてもものを判断する場合、参考人として小金井市の市長さんなりに来ていただいてより判断するというのも必要なのかなというふうに、先ほどの一般質問を伺っていて思ったものですから、この当たり組合としてどのようにされるのかお考えを、20 年度の予算を執行するに当たってのお考えをお聞かせ願えればと思います。

○議長（串田金八） 羽村事務局長。

○事務局長（羽村 誠） 小金井市の受託関係でございますが、この受託関係につきましては、前々からお話申し上げておりますが、これは多摩地域のごみ処理の広域支援で受けているわけでございますので、これは単独で西多摩衛生組合だけで受けているわけではございません。

ですから、時期的に遅くなったというようなご指摘がございますが、これはやはり小金井市のごみを受託している構成団体で、先ほど申しましたけれども第2ブロック、まず小金井市が所属しております第2ブロックが一番最初に処理をすると、そういう大原則がございますので、その中で、第2ブロックの中で今のところ結論が出ていないというようなことで、正式に第3ブロックの方へ支援要請がきていないというような状況でございます。

そういう形で、この予算を編成するに当たって小金井市のごみがどうなるかという、そこまで見極めて予算を作成するのは大変難しい状況でございます。そういう形の中で今、お配りしてございます予算書の中でお示しをさせていただいているということでございます。

それと、その支援につきましてもあるかないかというのも1点ございますが、あと2点目としまして、例えばあった場合にはどのぐらいになるか、その辺のところも不明確でございますので、予算の方には計上させていただいてないということでございます。

小金井市のごみの受託量につきましては、昨年、19 年度予算につきましても途中で補正予算をお願いしまして、補正の中で繰り入れて 19 年度に運用していったと、そういう経過がございますので、例えば小金井市のごみの関係でこれから動きがあるとすれば、また大変恐縮でございますが、いろいろな補正予算で議会へお諮りしましてご決定をいただくというような、そういう形になるかと思えます。

それとあと、参考人ということでございますが、なかなかこの辺のところは、事務局の方では難しいところでございます。（「参考人は議会の権限はないですね」と呼ぶ者あり）

○議長（串田金八） ほかにございますか。12 番、原田議員。

○12 番（原田 剛） 先ほどからちょっと同じところで申しわけないのですが、16 ページの施設維持整備工事ということで、1 号の集じん機、3 号の O₂ 濃度計、ここを交換する予定ということで、これからどんどん老朽化していくという中で、長期的に見ると次 21 年度はこれを替えます、21 年度はこれを替えます、23 年度はこれを替えますという、運転時間からいって大体これがくるだろうと、そういう計画というのはあるのかどうかということと、あと 20 ページの備品購入費のところ、施設用備品で入館管理システムの機器を入れ替えるということをおっしゃっていましたが、これはどういったものかももう少し詳しく、例えば防犯的なもの、カメラ的なものなのか、人数とかを計数しているものなのか、その辺をちょっと教えていただきたいと思えます。そしてまた今までの施設よりもまだよくなるものなのか、同じぐらいのものなのかということもお願いしたいと思います。

以上です。

○議 長（串田金八） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道） 1点目の20年以降の工事の計画ということでございます。現段階で計画ができているのが、25年までの長期計画をつくっております。そういった中で毎年行っていきます維持管理の工事、あるいは先ほどご説明をいたしました更新工事、あるいは省エネ工事、こういったことを含めまして今年度は全体で8億3,500万円ほどの計上をさせていただきました。これが来年度以降7億円ベースで5年間推移していきます。特に23年から24年、25年にかけて3年間で6億円ほどの経費をかけるのですが、これは今、焼却のシステムで一番大事な中央監視のいろいろな操作の部分があるのですが、そこが寿命を迎えるということで全面交換、こういった計画になっております。

したがいまして、先ほども申し上げましたが、20年から25年の6年間で全体で45億円ほどの工事を見込んでいます、こういった現状でございます。

○議 長（串田金八） 松沢施設課長。

○施設課長（松沢昭治） 12番議員の入館管理システムについてのご質問でございますが、これは受付にございますレジのシステムでございます、そのレジから全部の入館者数等を把握できる、入館を全部管理するシステムでございます、このシステムがもう7年目を迎えておまして、故障も多くなりまして、特にサーバー・クライアントにつきましてもOSと言われている、オペレーティングシステムがウインドウズのNTということでありまして、もうかなり古いということで、このシステムがもう2007年1月以降メーカーサポートがもう終了しているということで、今後修理対応が不可能となったために新たな入館管理システムへ入れ替えをさせていただこうとするものでございます。

新たなシステムの特徴といたしましては、もうギガ対応になっておりますので、受付時間の短縮が図れるとか、リライトカード、そういったカードを使用できるということで、入館者が受付での時間の短縮に大分効果があらわれるかなと、またうちの方の管理も大分スピーディにできるのではないかと、このように考えております。

以上です。

○12番（原田 剛） ありがとうございます。

○議 長（串田金八） ほかにございますか。2番、近藤浩議員。

○2番（近藤 浩） 先ほどの木下議員の質疑に関連いたしますけれども、ということは、今のところは小金井市のごみの関係は反映されていないということで、補正予算でとるということですが、となると流れとしては、例えば臨時議会を開いて、もし小金井市から要請があった場合は、例えば臨時議会を開くなり何なりして、もうどっちにしてもそうなる、西多摩新聞ではないけれども、4月からは、仮に3月、もう3月になりますからね。4月からは不可能だということになるのですけれども、やはり議会としてはきちっと、これは仮に小金井市の予算が入っていないから仮に認めるとしても、となるときちゃんと臨時議会を開いて補正予算を議会で議決してやらないとという、議会としてはそういうことになってしまうのですけれども、どういうふうの流れを考えているかお願いします。

○議 長（串田金八） 羽村事務局長。

○事務局長（羽村 誠） 先ほどからも申し上げておりますが、小金井市につきましてはまだ不明確でございますので、一応当初予算には計上させていただいてないところでございます。

今後につきましても、これから動きがどうなるかというのは大変不明確でございますので、これからにつきましてはまたそのときに、例えば補正予算なりが出た場合には議会でお諮りいただいて、そういう形で20年度の執行計画を作成してご提案申し上げたいという、そういう考えてでございます。

○議長（串田金八） 2番、近藤議員。

○2番（近藤 浩） 小金井市の方が不明確だというのは、それは先ほどから何回も聞いているのですが、私たちはそれを、小金井市のごみ受け入れを始めるに当たって、補正をとるに当たって臨時議会を、例えばこの次の議会は本会議だと11月になってしまいますからね、開くとか、そういうことは考えているのかをお願いします。

○議長（串田金八） 羽村事務局長。

○事務局長（羽村 誠） 小金井市の例えば支援の関係につきましては、動きがございましたら議会にも報告をさせていただいて、そういう形では説明させていただくという考えでございます。

○議長（串田金八） 2番、近藤浩議員。

○2番（近藤 浩） それが、一応議会の方に報告いただくことは最低法則は当然だろうと思うのですが、ということ、例えばこれから小金井市から要請がきたとして、すぐには始められないですよ、どっちにしろ。もう3月だから4月は無理ですよ。例えば4月に要請がきたとしたら、これから報告してとかいろいろなるわけですから、住民の説明も必要ですし、例えば4月に要請したら6月から受け入れるとか、そういうある程度時期がずれますね。その辺をお願いします。

○議長（串田金八） 羽村事務局長。

○事務局長（羽村 誠） 時期がずれるかどうかということですが、ただ、まだ実際に支援がきてごさいませんので、どの時点でくるかということが大変難しいところがございますので、これからどういふふうな日程で組んでいくか、その辺のところも十分に詰めてやっていかなければいけないというような考えでございます。

ですから、4月に間に合うか間に合わないかということではなくて、いかに支援がいつくるか、それによってやはり判断をしていかなければいけないというような、そういう考えでございます。

○議長（串田金八） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（串田金八） ほかになければ、以上で質疑は終わります。

ただいま一括議題といたしました議案のうち議案第1号、平成20年度西多摩衛生組合予算の件についてお諮りいたします。

本案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（串田金八） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第2号、平成20年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての件をお諮りいたします。

本案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（串田金八） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第7、20陳情第1号、「小金井市のゴミ焼却の受け入れ中止」に関する陳情書の件を議題といたします。

朗読を中止し、直ちに本件に対する質疑を行います。

質疑はございますか。12番、原田議員。

○12番（原田 剛） これまでも広域支援に対していろいろ説明も受けてまいりましたが、それでは確認の意味で再度質問したいと思います。

広域支援を受け入れるまでの手続き、この流れというのはどうなっているかということと、それと西多摩衛生組合としてこのような状況をどう判断して受託することになったかという点の2点についても一度説明をお願いしたいと思います。

○議長（串田金八） 谷部総務課長。

○総務課長（谷部 清） 広域支援協定につきましてご説明をいたしますと、広域支援協定につきましては、多摩地域の30市町村と、あと七つの一部事務組合で、ごみ処理における相互支援を目的として締結している協定でございます。

加盟している団体を三つのブロックに分けて、仮にある団体が支援を必要とする事態が発生した際には、最初にその団体が所属しておりますブロック内で広域支援に該当するか否かの協議をしていただいて、該当すると判断したならばブロック内での支援量を調整いたします。

そのブロック内での調整が不可能になった場合については、他のブロックへ広域支援要請が波及してくることになるわけですが、その際についても、三つのブロックの代表でありますブロック協議会の会長というのがいらっしゃいますので、そちらを通じての他の二つのブロックへの広域支援要請の依頼ということになります。今回の広域支援につきましてはこのケースに当たりまして、私ども第3ブロックであります西多摩衛生組合にも要請がきたわけでございます。

この要請を受けまして、西多摩衛生組合といたしましては羽村・瑞穂両協議会と結んでおります公害防止協定に明記されているごみとはいえ、他の支援団体の状況はどうであるか、また施設を操業していく上で影響を及ぼすことがなく、小金井市からの要請でありました1万トンのごみを受け入れることができるかどうか、技術的な部分での検討をするとともに、あと構成市町、3市1町がございますので、そちらからもいろいろなご意見をいただきながら、それらを踏まえた上で、最終的には正副管理者会議で支援する方向でいくという決定をいたしました。

小金井市のごみとはいえ、支援をするということを決めたからには受け入れる側の責任というのがございます。ですから受け入れたからには責任を持って処理することが当組合の責務であると考えております。

以上でございます。

○議長（串田金八） ほかにございますか。2番、近藤議員。

○2番（近藤 浩） こういう陳情が、3件同じような内容だろうというふうに思うのですけれども、私がずっと疑問に思っているのは、西多摩衛生組合はなんで小金井市に対して余り、印象でいえば弱腰なのかなとか、例えば柳泉園組合はもう今年の4月から受け入れないよという、ちょっと前まではそういう話でしたよね。今日の新聞によると「あと2年です」と、そういうことを言っているわけですね。だからなんか前の、私が11月に質問したときにも、並木管理者もなんか「小金井市も一生懸命やっているのだよ」みたいな話を一生懸命、小金井市の代弁者みたいな感じで言っていたわけなのですけれども、なぜそんなに、小金井市がちょっとおかしいというのは、この柳泉園組合の態度からみても、なんかもう向こうの方がすごい権限があるわけですからね、状況とかつかんでいるだろうしね。わかるというふうに思うのですね。

なんでずっとこういうふうに、弱腰と言ったらあれですけれども、（「質疑ですか」と呼ぶ者あり）質疑です。そういう疑問にちょっとお答え願いたいと思います。

○議長（串田金八） 羽村事務局長。

○事務局長（羽村 誠） 現在受け入れております小金井市のごみにつきましては、前からもお話申し上げているとおり多摩地域のごみの広域支援で行っているわけでございます。西多摩衛生組合だけでやってい

るわけではございませんので、協定に基づいて、その協定の中の順序というのですか、そういう形で進めているわけでございます。

特に柳泉園どうのこうのというお話でございますが、それは柳泉園の方で考えることでございますし、私どもでは、西多摩衛生組合としましては広域支援協定、ごみの広域支援の協定に基づいて粛々とやっていく、その中ではやはり小金井市の状況がどうなのか、前々も言っておりますけれども、1年契約でございますので、また新たに支援する場合にはそのところをやはり見極めて、正副管理者で決定をしていただくというような、そういうスタンスでございますので、柳泉園がどうのこうのということで西多摩衛生組合はどうかという判断はできないというような、そういう考えでございます。

以上でございます。

○議 長（串田金八） ほかにございますか。

ほかになければ、以上で質疑は終わります。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。12番、原田剛議員。

○12番（原田 剛） 20陳情第1号、「小金井市のゴミ焼却の受け入れ中止」に関する陳情書について、反対の立場から討論を行います。

昨年11月議会定例会においても、小金井市のごみ受け入れを1年とし、本年3月で終了してほしいという同じような内容の陳情書が1人の方から出ていまして、今回は多くの方からも連名で出されております。このことから小金井市に対する住民の方々の強い雰囲気というものを察することができますし、そのことを組合議会議員としても改めて認識する必要があるのではないかと思います。

しかしながら、たしか11月議会でも同様な陳情に対する反対討論の中でも言われていましたが、今回、広域支援につきましては、多摩地域の広域支援協定に基づき加入している市町村及び一部事務組合が相互支援を目的に支援しているわけでございます。この西多摩衛生組合といえどもいつ何があるかわからないわけで、もし施設の運転ができなくなる緊急事態になったときには、次の日から住民が困り、この協定をもとに支援をお願いしなければならないわけでございます。

7月議会臨時会のときに管理者が「支援を継続するか否かについては、小金井市の建設計画の進捗状況を慎重に検討して判断する」と発言しておられます。これは多摩30市町村並びに7一部事務組合の最高責任者の一人として締結している協定の重みを十二分に認識されているからの発言であると考えております。

また、小金井市の12月の議会におきましても、定例会の最終日に各会代表の派連名のもとで提出された「広域支援の早期解消を求める決議」というこの中におきましても、「小金井市として現状に甘んじるわけにはいきません。市が責任を持って広域支援に伴う受託先施設並びに近隣住民の皆様へのご負担を軽減し、できるだけ早い時期に広域支援を解消するように努めなければなりません。よって、小金井市議会は行政と力を合わせて広域支援の早期解消に向けた取り組みを行っていくことをここに決議いたします」ということで採択されたものでございますが、このように組合の皆さんの小金井市に1日も早く広域支援を必要としない状況になるようにしてもらいたいという気持ちは変わらないと推察しておりますが、組合議会としては支援協定に連盟している加入者を初めとする正副管理者会議での責任ある慎重な判断を見定めていくべきであると考えております。

このようなことから、本陳情について不採択とすべき立場からの討論といたします。

○議 長（串田金八） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。7番、門間淑子議員。

○7 番(門間淑子) 20 陳情第1号、「小金井市のゴミ焼却の受け入れ中止」に関する陳情書の採択に賛成する討論を行います。

この陳情書は羽村市民 32 名の連名で提出されています。西多摩衛生組合が羽村三中、武蔵野小学校に隣接していることや、周辺には住宅地や病院が建ち並び、幼稚園、保育園など子どもたちが毎日生活している施設もあり、とりわけ地元住民の方々は安全な生活環境が実現されているか否かということに大きな関心を寄せ、環境測定のデータ変動にも注意を払ってきました。

住環境を安心できるものに維持するために、ごみの減量を目的とした有料化も受け入れ、17 分別に協力し、焼却量を減少させることに市民全体が努力してきたのです。そこへ他市から1万トンものごみが持ち込まれることになったのですから、納得できないとの声が上がって当然です。

陳情書は、今回の広域支援に至った経緯は小金井市の失政によるものであり、これ以上の受け入れはできないと述べていますが、全く同感できます。小金井市は緊急事態であることを深く自覚し、広域支援に頼らずごみ処理する方法を考えるべきですし、その方法はあると思います。

今回の小金井市のごみの受託は多摩地域ごみ処理広域支援体制に基づく形でなされております。しかしながら、この協定は先ほどからずっと申し述べてきておりますように、緊急事態以外の項目については自治法上、あるいは廃掃法上に問題があって、今回の広域支援体制がお互いに困ったときにはお互いさまというようなことで進められていることでは行政運営上大変問題があるというふうに思います。

焼却場は化学精製工場であって、だからこそたくさんの法律によって規定がかけられ、たくさんの環境調査なども行われているものですし、ごみ処理は自治体固有の自治事務であります。そういうような自治事務が破綻するということは、行政としては避けなければならなりませんし、それはもし仮に破綻したとするならば、夕張市のような行政そのものの責任が問われていくものであって、困ったときがお互いさまという事態を起こさない行政運営が求められている、そのことは今回の広域支援体制の中で浮かび上がったことだというふうに思いますし、今回の広域支援協定を利用した支援体制は法的に全く瑕疵がないかということとは言えないというふうに思います。

以上、平成20年3月31日で広域支援を中止することを求める陳情に賛成する討論といたします。

○議 長(串田金八) 以上で討論を終わります。

これより 20 陳情第1号、「小金井市のゴミ焼却の受け入れ中止」に関する陳情書の件を挙手により採決いたします。

20 陳情第1号を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○議 長(串田金八) 挙手少数であります。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

次に、日程第8、20 陳情第2号、小金井ごみ委託処理に関する陳情書の件を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。8番、川崎議員。

○8 番(川崎明夫) 先ほどからの一般質問や、あるいはほかのことでも重なる部分があると思うのですが、この陳情理由の②の下の方に、小金井市の対応はこの10年先までにこうした基本計画をつくれというふうに書いてありますけれども、管理者の方でこの辺のところの現状はどうか、把握しているのでしたら教えていただきたいと思います。

もう1点は、④の小金井市の平成18年度一般廃棄物処理基本計画の中でというふうにありますけれども、これは広域支援が明記されていないから違法だというふうな意味だと思いますけれども、これは違法として判断が下されているのかどうか、その辺の確認をお願いしたいと思います。

○議長（串田金八） 羽村事務局長。

○事務局長（羽村 誠） 1点目の小金井市の一般廃棄物の処理基本計画の策定の件でございますが、これはちょっと小金井市に確認をしておりますが、小金井市の一般廃棄物の処理基本計画につきましては、平成18年3月に策定をしているようでございます。この基本計画の中では平成27年度を目標として作成をされてございまして、計画の期間につきましては平成18年度から平成27年度までの10年間というようなこととお聞きしております。

また、その10年間で前期、後期に分けて、おおむね5年間ごとに見直しというようなことで伺っております。またその中で可燃ごみの処理につきましては、計画の中で新たな可燃ごみ共同処理体制への移行としまして新たな地方公共団体、これは小金井市のスケジュールに載っておりますが、国分寺市と協定を結んでございまして、その国分寺市との共同処理を目指すというような、そういうような記載がございまして、その辺のところにつきましてはそのような形で伺っております。

それと、一般廃棄物処理基本計画の中に記載がされてないので、今の広域支援が違法かどうかというお話でございますが、今お話申し上げましたとおり、一般廃棄物の基本計画によりまして18年3月に策定をしておりますので、19年度につきましては、ごみ処理方法につきましては記載がされていなかったというようなこととございます。その中で今年の9月に基本計画の変更の告示をしたというようなことを伺っております。

また、19年度以降の広域支援による可燃ごみの処理につきましては、小金井市の廃棄物減量等審議会の方に基本計画の諮問を諮りまして、その中で答申をいただいて基本計画に追記をしていくというようなことで伺っております。

そういうこととございますので、この手続きを踏んでいることから、現在まで違法というような判断があったというようなことは伺っておりません。

以上でございます。

○議長（串田金八） ほかにございますか。1番、大坪議員。

○1番（大坪国広） 1点だけお伺いします。

小金井市の新焼却施設、先ほどの説明では20年8月から前倒しして6月に決めるのだという、そういう話の報告があったのですが、非常に私たちは新聞報道でしか情報を得られないのですが、その内容によりますと、なかなか二枚橋とジャノメミシンの現在の二つの候補地がどうも決まるような雰囲気ではないのですね。そうしますと第3の候補地を検討しているのかどうか、あるいは本当に6月に決まるのかどうかという疑問が当然出てくるのですが、そこら辺をどこまでつかんでいるのか、もしわかっていたら教えていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（串田金八） 羽村事務局長。

○事務局長（羽村 誠） 小金井市に伺いましたところ、今お話ございましたように、現在、市民検討委員会の中でいろいろ焼却施設につきましてご審議をしているようでございます。その中で小金井市から示されているスケジュールでは、平成20年8月に市民検討委員会の中で答申をするというような計画でございまして、市民検討委員会の中でその答申を2カ月早めて6月に答申を出すというような、そういうことと伺っております。

その他につきましてもいろいろと、その検討委員会、今まで18回ほど開催をしまして、いろいろな議論がある中で、私どもとしましてはその建設スケジュールに沿いまして、その市民検討委員会の中で6月に答申が出るというようなことで今進めているところでございます。

以上でございます。

○議 長（串田金八） ほかにございますか。

ほかになければ、以上で質疑は終わります。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。8番、川崎明夫議員。

○8 番（川崎明夫） 20 陳情第2号、小金井ごみ委託処理に関する陳情書について、陳情に反対する立場からの討論を行います。

本陳情については、平成19年第2回西多摩衛生組合議会定例会において、今回の陳情者から同趣旨の陳情が既に提出され、採決の結果、不採択となっております。私個人としては、本議会において諮る妥当性はないのではないかというふうに考えをまず初めに言っておきたいというふうに思います。

とりあえず、そのことはまずそこへ置いておきまして、本陳情の理由を見ますと、小金井市の行政施策について多々述べられていますが、他の自治体の行政運営の是非についてこの西多摩衛生組合議会で論ずるべきではないと考えます。また小金井市の今日の廃棄物処理については違法性があるとありますが、違法か否かについては判断する権限のないものが明言すべき事柄ではないというふうに思います。

現在、西多摩衛生組合で小金井市のごみを処理していることは、多摩地域ごみ処理広域支援協定に基づき5市と3一部事務組合が受託しているものであり、何ら異議があるものではありません。また多摩地域ごみ処理広域支援協定は違法性がないからこそ多摩の30市町村の首長及び七つの一部事務組合の管理者が署名しているものと解釈しております。

西多摩衛生組合においては、逐次設備の機器の更新などを行い、環境に配慮し、安全な操業に向けて日々努力を行い、小金井市のごみ受け入れがあるなしにかかわらず環境測定などを行い、施設の適正な運営に努めているものと認識をしております。

平成20年度における小金井市のごみ受託の可否については、従前より管理者がさまざまな要素を慎重に判断すると述べていることから、また先ほども第1号の反対討論にもありましたけれども、正副管理者の責任ある判断を見定めるべきと考えています。

このようなことから、本陳情については不採択とすべき立場からの討論といたします。

○議 長（串田金八） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。7番、門間淑子議員。

○7 番（門間淑子） 20 陳情第2号、小金井ごみ委託処理に関する陳情書の採択に賛成する討論を行います。

陳情者は小金井市のごみ処理委託を平成20年度以降は引き受けないことを求めています。陳情理由1、2で広域支援に頼る小金井市の姿勢を他人任せで無責任な計画であると指摘し、3では今回の小金井市の事例は緊急事態や計画的補修などへの対応に限定された多摩地域ごみ処理広域支援体制に当てはまらなないと指摘しています。4では19年度策定の一般廃棄物処理基本計画に違法性を述べ、5では提案されている10年計画の信頼性に疑問を述べていて、いずれも賛成できるところです。6は小金井市に対し生ごみの資源化などによる減量方針を求めています。

小金井市自身の分析ですけれども、小金井市の生ごみは約55%、最近では事業系の生ごみが減少していることや、家庭用生ごみ処理機の導入などによって40%程度とのこと。この40%の生ごみが、例えば西多摩衛生組合がつい最近視察したエコプラント事業などによるバイオガスエネルギー化などのように資源化されれば可燃ごみは半減することで、そうした方法をまずとってもらいたいというふうに思うのは当然のことです。小金井市は減量へのあらゆる努力、まだまだ不十分だと思われまし、減量へ

のあらゆる努力が求められているというふうに思います。

以上、20年度以降の委託処理を引き受けないことを求める陳情の採択に賛成の討論といたします。

○議長（串田金八） 以上で討論を終わります。

これより20陳情第2号、小金井ごみ委託処理に関する陳情書の件を挙手により採決いたします。

20陳情第2号を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○議長（串田金八） 挙手少数であります。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

次に、日程第9、20陳情第3号、西多摩衛生組合への小金井のごみ委託処理の見直しに関する陳情書の件を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。5番、野島議員。

○5番（野島資雄） それでは、20陳情第3号についてご質問させていただきたいと存じます。

この陳情事項の2項目とも小金井市への要望内容ではないかと考えられるわけですが、当西多摩衛生組合としては以前に広域支援を行うに際し、操業状況や周辺への影響などを検証したと説明をされておりましたが、そのことに関連して3点ほどお伺いをさせていただきたいと思います。

まず1点目でございますが、現在、広域支援をしている状況の中で、この支援受託をする際の基本的な考えについて確認のためにまた再度、これまでも説明があったわけですが、ここで明らかにしていただきたいと思います。

それから2点目でございますが、この陳情の中には大気中のダイオキシン濃度の数値がふえている、このような指摘がされておりますが、広域支援受託前と受託後の大気中のダイオキシン濃度についてお答えをいただきたいと思います。そしてその内容が広域支援の受託を判断する際に想定をされたものなのかということもお聞きをしたいと思います。

それから3点目でございますが、この陳情の中では小金井市に対してごみの大幅削減対策を示すよう求めておりますが、これまでに小金井市が取り組んできているごみ減量対策について何か情報等ありましたら、この際ですから明らかにしていただきたいと思います。

以上3点、お伺いしたいと思います。

○議長（串田金八） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道） それでは、まず1点目の広域支援受託に向けての組合における基本的な考えでございますけれども、支援受託が可能な状況であるかどうか判断するために、組合のごみ処理の現状を検証し、技術的な検討をいたしました。

具体的には、当組合のごみ処理を最優先としまして、日常ごみ焼却に支障を与えない範囲での広域支援受託が可能であること、2点目としては、当組合の公害防止協定等を順守すること、それから3点目は、公害防止対策を含めた施設の維持管理上において影響が生じないことの3点を基本としまして技術的な検討をした結果、影響がないという判断をいたしまして支援受託を決定しておりますし、現在まで今の3点について影響は生じておりません。したがって、現在、小金井市のごみ焼却につきましては西多摩衛生組合の責任において処理を行っているところでございます。

次に、2点目の大気中のダイオキシンの濃度の測定結果についてでございますが、19年度においては増量傾向になっておりますが、この大気中のダイオキシン濃度の測定については、平成11年度より組合周辺5カ所において年2回、延べ回数では現在まで90回ほどの測定を実施しております。

これらの測定実績に基づき、広域支援受託前の過去5年間の測定結果といたしましては、過去最低濃

度が平成 15 年度の 0.011 p g となっておりまして、過去最高濃度は平成 16 年度の 0.082 p g となっております。過去の測定結果からわかることは、いずれの年度も環境基準であります 0.6 p g を大きく下回っております。単位でいいますと 100 兆分の 1 グラムの世界で微増減を繰り返しながら推移している状況でございます。したがって、19 年度における大気中のダイオキシン類測定結果の増減についても、受託前と同じ水準で推移しているものと判断をしているところでございます。

また、この状況について、受託の際の検証時に想定したのかというご指摘でございますけれども、昨年の 3 月の住民説明会の際にもご質問があり、そのときにお答えをしておりますが、当組合の煙突から排出されますダイオキシン濃度については、公害防止協定値を遵守することができると確信をしておりますし、実際にそのようになっております。しかしながら、大気中のダイオキシン類については、ご承知のように他の要因も加わることから、その要因を解明することは難しいというふうに考えております。

次に、3 点目の小金井市のごみ減量対策についてでございますけれども、広域支援開始前の平成 18 年度における小金井市の可燃ごみ、1 人 1 日あたりの排出量は 440.1 グラムでありまして、多摩 30 市町村中一番少ない排出量となっております。

しかしながら、今回の広域支援要請に伴いまして「ごみ非常事態宣言」を発しまして、小金井市民に対して燃やせるごみの 10%減量を呼びかけております。紙ごみの資源化の促進、生ごみの減量、事業系ごみの減量の指導強化等について施策を展開しているというところでございます。具体的な施策については、生ごみ減量に向けて生ごみ処理機の補助制度の補助金を 50%から 80%に引き上げ、利用者の増加を図っているとのことでございます。また事業系一般廃棄物手数料料金、これもキログラム当たり 31 円から 49 円に値上げをしまして、ごみ排出抑制の対応を図っているということでございます。

これらの減量施策によりまして平成 19 年度の小金井市の広域支援要請量については、当初予定の 1 万 9,000 トンに対して 2,000 トン減の 1 万 7,000 トン、約 10.5%の減量になる見込みであるという、こういった報告を受けているところでございます。

以上でございます。

○議長（串田金八） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（串田金八） ほかになければ、以上で質疑は終わります。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。5 番、野島資雄議員。

○5 番（野島資雄） それでは、20 陳情第 3 号、西多摩衛生組合への小金井のごみ委託処理の見直しに関する陳情書について、反対の立場から討論をさせていただきたいと思っております。

先ほど質問の中で広域支援受託の基本的な考えをお伺いしたわけですが、西多摩衛生組合の責任できちんと処理していくという、こういうお答えがございました。これは考えてみれば当たり前のことでありまして、そもそも受託側の施設が広域支援を受託できる状況でなければ支援受託はできないことになるわけでございます。

そういった面では、西多摩衛生組合における公害対策に関連する維持管理状況を検証し、その結果といたしまして影響がないと、こういう判断を組合として行って広域支援受託をしたわけでございますから、引き受けたからには西多摩衛生組合の責任においては適切なごみ処理に努め、環境調査等も行っていくべきであると考えているわけでございます。

また、大気中の有害物質等の測定についてでございますが、公害防止協定書に沿った内容で対応してきているということでございます。特に大気中のダイオキシン類の測定については、指定された場所で年に2回、継続的に調査がされており、広域支援受託後の測定結果についても環境基準を大きく下回って、受託前と同じ水準で推移しているという答弁もございました。

大気中の有害物質については、いろいろな原因が重なり合った結果であり、要因を測定する難しさはあるという、こういう説明もありましたが、微量な増減でも周辺にお住まいの方々が不安になるお気持ちも、これは当然であると思うわけでございます。したがって、できるだけ周辺環境に与える負荷を少なくしていく、こういう必要があるわけでございまして、そういった面では昨年、高性能のバグフィルターを導入したように、今後も広域支援に関係なく従来と同様に公害防止設備の充実を図っていくべきであると、このように考えます。

また、小金井市からのごみの搬入量の減量については、先ほどの一般質問の中でもあった答弁でもありましたが、この西多摩衛生組合として小金井市のごみの搬入量の減量と分散について既に要請をしており、結果として今年度の搬入量の約3,000トンほどの減量になるということでございました。

また、小金井市におけるごみの削減対策の現状については、多摩地域で一番排出量が少ないということであまり驚いていないわけですが、さらに平成19年度においてもごみ減量施策に取り組み、小金井市で発生するごみが約10%ほどの減量になるということから、減量については相当努力をしていると、こう判断をしているところでございます。

さらに、広域支援によりごみを持ち込む団体は、当然のことながらごみ減量に努めることは当然でございます。ですから陳情者が指摘しているような受託の判断用途として、受け入れ側から小金井市自身が実施すべきごみの減量施策についてまで言及していくと、このような条件を課すことは支援協定の趣旨から外れ、支援団体の中にかえって混乱を招く、こういう結果となりますので、そういったことはすべきではないと考えるわけでございます。

以上のようなことから、本陳情については不採択とすべき立場からの討論とさせていただきます。

○議 長（串田金八） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。7番、門間淑子議員。

○7 番（門間淑子） 20 陳情第3号、西多摩衛生組合への小金井のごみ委託処理の見直しに関する陳情書の採択に賛成する討論を行います。

陳情者は、西多摩衛生組合で小金井市のごみが焼却されていることで周辺環境への影響を小金井市に調査させてほしいと求めています。これは西多摩衛生組合が了解すれば小金井市が委託する調査会社により実施することも可能でしょう。また小金井市が緊急事態に見合ったごみの大幅削減計画を示すことは、広域支援として処理している自治体の住民に対しても、小金井市の費用負担の面からも必要かつ重要な施策です。

そもそも今回のこの広域支援が発生した自体、その原因を考えれば、小金井市が自治事務であるごみ処理に失敗したということになるわけですから、そこについて受け入れる側がさまざまな解決方法を提案していくのは当然なことです。

確かに小金井市は2007年4月20日、ごみ非常事態宣言を発し、それぞれの家庭に10%の減量、これは1人1日50グラム、卵1個分になりますけれども、10%減量をお願いしています。しかしながら、実際は現在1日15.2グラムぐらいということで、目標達成までにはまだまだ道半ばといったところだと思います。

小金井市にはさらに緊張感を持って問題解決への努力を重ねてほしいと私も感じていますし、大幅削減対策がない場合は、20年度以降のごみ受け入れを見直すということを求めているこの陳情書に賛成で

きます。

以上です。

○議 長（串田金八） 以上で討論を終わります。

これより 20 陳情第 3 号、西多摩衛生組合への小金井のごみ委託処理の見直しに関する陳情書の件を挙手により採決いたします。

20 陳情第 3 号を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○議 長（串田金八） 挙手少数であります。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして平成 20 年第 1 回西多摩衛生組合議会定例会を閉会いたします。

午後 4 時 10 分 閉会

